

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人国民生活センター

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 22 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(27.3%) 15	(7.9%) 1.0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(3.6%) 2	(1.0%) 0.1		
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(96.4%) 53	(99.0%) 13.0	(14.5%) 8	(4.7%) 0.6
合 計		(100%) 55	(100%) 13.1	(100%) 55	(100%) 13.1

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】（該当なし）

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(- %)	(- %)
				-	-
一般競争入札等	競争入札	/		(- %)	(- %)
	企画競争等			(- %)	(- %)
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(- %)	(- %)	(- %)	(- %)
合 計		(- %)	(- %)	(- %)	(- %)
		-	-	-	-

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(27.3%)	(7.9%)
				15	1.0
一般競争入札等	競争入札	/		(49.1%)	(75.1%)
	企画競争等			(3.6%)	(1.0%)
		2	0.1	5	1.6
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(96.4%)	(99.0%)	(14.5%)	(4.7%)
		53	13.0	8	0.6
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		55	13.1	55	13.1

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 随意契約の公表項目に、「予定価格」、「落札率」及び「再就職の役員の数」を新たに追加

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年4月までに、一般競争入札等に移行したもの(15件、2.0億円)を除き、平成20年1月以降、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成22年度までに一般競争入札等に移行。

(1) リース契約等、複数年度を前提に契約を行っているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ一般競争入札等を行い、次年度以降は随意契約を行ったものは、複数年度契約による一般競争入札を実施する。

(2) 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務等

①設備保守等のうち一般競争入札に移行できるものについては、平成20年度以降、一般競争入札への移行を行う。

②情報処理のシステム等に関連するものについては、システム等の切替時に順次一般競争入札に移行することとし、平成22年度を目処に移行を行う。

(3) 研修会場の借り上げについては、会場の立地条件や設備等をホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、公募を実施する。